

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県公安委員会委員長 溝 渕 香 代 子

香川県公安委員会規則第3号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 留置管理課</u></p> <p><u>(6)～(9) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 厚生課に、健康管理室を置く。</u></p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第3条 警務部に、次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(8) 略</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 人事課に、留置管理室を置く。</u></p> <p><u>5 略</u></p>
<p>(企画課)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(13) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(企画課)</p> <p>第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(人事課)</p> <p>第10条 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 警察装備に関すること。</u></p> <p><u>(9)～(11) 略</u></p> <p><u>(12)～(14) 略</u></p>	<p>(人事課)</p> <p>第10条 人事課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)～(10) 略</u></p> <p><u>(11) 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。</u></p> <p><u>(12) 留置施設視察委員会に関すること。</u></p> <p><u>(13)～(15) 略</u></p> <p><u>2 留置管理室においては、前項第11号及び第12号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>

(留置管理課)

第10条の2 留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。

(2) 留置施設視察委員会に関すること。

(監察課)

第11条 略

(会計課)

第12条 略

(1)～(4) 略

(5)～(7) 略

2 監査室においては、前項第2号、第6号及び第7号に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課)

第13条 略

(1) 略

(2) 警察職員の福利厚生に関すること。

(3) 警察職員の健康管理に関すること。

(4)～(6) 略

2 健康管理室においては、前項第3号に掲げる事務をつかさどる。

(情報管理課)

第14条 略

(1)～(3) 略

(4)～(6) 略

(首席師範)

第40条の2 略

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第9号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部

(監察課)

第11条 略

(会計課)

第12条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(4) 略

(5) 警察装備に関すること。

(6)～(8) 略

2 監査室においては、前項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務をつかさどる。

(厚生課)

第13条 厚生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 略

(2) 警察職員の福利厚生及び健康管理に関すること。

(3)～(5) 略

(情報管理課)

第14条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(4) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。

(5)～(7) 略

(首席師範)

第40条の2 略

2 首席師範は、上司の命を受け、第10条第1項第8号に掲げる事務のうち、職場における実戦的な訓練及び術科の指導教養に関する事務を掌理し、部

下の職員を指揮監督する。

下の職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(香川県留置施設視察委員会規則の一部改正)
- 2 香川県留置施設視察委員会規則(平成19年香川県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第3条 略 2 <u>香川県警察本部警務部留置管理課長</u>は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。 3・4 略</p> <p>(会議録) 第4条 略 2 会議録は、<u>香川県警察本部警務部留置管理課</u>において調製し、保管する。</p> <p>(庶務) 第5条 委員会の庶務は、<u>香川県警察本部警務部留置管理課</u>において処理する。</p>	<p>(会議) 第3条 略 2 <u>香川県警察本部警務部人事課留置管理室長</u>は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。 3・4 略</p> <p>(会議録) 第4条 略 2 会議録は、<u>香川県警察本部警務部人事課留置管理室</u>において調製し、保管する。</p> <p>(庶務) 第5条 委員会の庶務は、<u>香川県警察本部警務部人事課留置管理室</u>において処理する。</p>